

# シイタケ原木を自己伐採等する皆様へ

平成 24 年 10 月 15 日

千葉県農林水産部森林課

シイタケ原木の伐採時期を間近に控え、シイタケの原木を生産者本人やグループまたは依頼して伐採する方々は、**伐採箇所毎の原木検査**を実施するようお願いいたします。

平成 24 年 4 月 1 日から、原木及びほだ木の放射性セシウムに関する当面の指標値が 50 ベクレル/kg (乾重量) に改正され、50 ベクレル/kg を超える原木やほだ木からシイタケを発生させると、一般食品の基準値の 100 ベクレル/kg を超えてしまう危険性があることから、50 ベクレル/kg を超える原木やほだ木の使用の自粛と処分をするよう県内生産者をお願いしているところです。

**対象者：シイタケの原木を生産者本人やグループ又は依頼して原木を伐採する方**

①生産者本人やグループまたは依頼して原木の伐採を予定している方々は、本格的伐採をする前に、その伐採箇所毎に原木の放射性物質検査を行ってください。

(検査方法等、詳細については林業事務所の普及指導員にお問合せください)



②検査用の原木を伐採して検体を作成し、検査機関に送付して検査を受けてください。



※検査機関については、普及指導員にお聞きください。

\*放射性セシウムの分析法について

(1) 分析法

ゲルマニウム半導体検出器又はシンチレーション検出器(NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等)を用いたガンマ線スペクトロメトリー

(2) 要求される性能

以下に示す性能を有すること

①定量下限値：キノコ原木及びほだ木

セシウム 134 及び 137 それぞれについて 10 ベクレル/kg 以下であること。

又は、セシウム 134 及び 137 の合計量について 10 ベクレル/kg 以下であること。

②真度(校正)：適切な標準線源を用いてピーク効率校正及びエネルギー校正されていること

③検査した原木が指標値以下 (50 ベクレル/kg 以下) であれば使用できますが、指標値を超えていた場合は、使用できません。(結果については、林業事務所普及指導員にも送付願います。)

なお、不明な点は各林業事務所へご相談ください。

お問合せ先

千葉県 北部林業事務所印旛支所 (千葉市、習志野市、八千代市及び東葛飾地域、印旛地域)

電話 043 (483) 1130